

障害児等メディカルショートステイ運営事業の実施について

1 事業概要

日常的に医療的ケアを必要とし、在宅で生活している障害児等が、介護を行う家族の休息や冠婚葬祭への出席等により、一時的に在宅での生活が困難になった場合に、協力医療機関の空床を利用して短期入院する事業です。



2 利用対象者

次の要件を全て満たす、原則として18歳未満の児を対象とします。

- (1) 県内（政令市及び中核市を除く）にお住いの重症心身障害児又は高度な医療的ケアを必要とする児であること
- (2) 常時医学的管理（※）を要する状態にあること
 - ※ 人工呼吸器を装着している、気管切開や経管栄養を行っている等
- (3) 医療型短期入所など、障害福祉サービスが利用できないこと

3 利用できる場合

- ・保護者等の休養
- ・冠婚葬祭
- ・きょうだい児の対応
- ・保護者等の病気や事故 等

4 利用可能日数

1回あたり最長7日（利用回数の上限なし）

5 利用費用

事業の利用に伴う県への費用負担はありません。

ただし、入院時の実費相当費用や食事代は利用者負担となり、入院した医療機関に支払うことになります。

6 協力医療機関

小児科病床を有する地域の中核的な医療機関に協力いただき、各圏域に1箇所以上の協力医療機関を確保しています。

なお、協力医療機関名は医療機関側の意向により非公表としています。

また、協力医療機関の拡大に向け、調整を続けています。

圏域と圏域内市町村

圏域名	圏域内市町村
横須賀三浦	横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町
湘南東部	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町
湘南西部	平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町
県央	厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村
県西	小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

※ 政令市は既に同様の事業を市で実施中

7 利用の手続き及び受入調整

(1) 利用登録

- ① 県HP上の案内に従い、障害福祉課に事前相談（事業の対象となるかを確認）
- ② 主治医に診療情報提供書を記載してもらった上で、利用登録申請書及び患者情報連絡票とともに利用登録

(2) 利用申込

- ① 利用申込書により申込（空床利用のため、原則、利用開始日の1ヶ月前からの申込） ※利用者による病院の指定は不可
- ② 障害福祉課（看護師）が利用申込者の住所地、年齢、医療的ケアの状況等を考慮して、協力医療機関と個別に受入調整（受入不可の場合は、順次、別の病院と調整）
- ③ 入院中のリハビリを希望する場合は、受入病院に可能な範囲内での実施を依頼

8 事業の経過

令和6年1月29日から事業（利用登録受付）開始